

入札上の注意事項

- 1 常に静粛にし、私語は慎むこと。
- 2 入札執行者は、上記に違反したと認めたときは退室を命ずることがある。
- 3 入札書は、入札執行者の指示に基づき提出すること。
- 4 入札書は、記載事項を明瞭に記載し、押印のうえ封筒に入れて（ノリ付け不要）提出すること。
- 5 入札金額は見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- 6 提出した入札書の書換え、引換え及び撤回はすることができない。
- 7 次に掲げる者は失格とし、その者の入札参加資格は喪失する。
 - (1) 2 の退室を命ぜられた者
 - (2) 最低制限価格が設けられている場合において、最低制限価格未満の価格で入札した者
 - (3) 入札の執行前に入札書価格が公表されている場合において、当該入札書比較価格を超える価格で入札した者
 - (4) 再度入札の場合においては、初度入札に参加しなかった者
 - (5) 再々度入札の場合においては、再度入札に参加しなかった者
- 8 次に掲げる入札は無効とする。
 - (1) 代理権を有しない者のした入札
 - (2) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は 2 人以上の入札者の代理人を兼ねてした者の入札
 - (3) 入札者又はその代理人がした 2 以上の入札
 - (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (5) 入札書の記載事項（入札年月日及び住所を除く。）が判明できない入札書、入札書の記載事項（入札金額を除く。）の訂正に押印のない入札書及び入札者の押印のない入札書による入札
 - (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - (7) 入札執行者が特に示した入札の条件に違反した入札
 - (8) 民法第 95 条に基づく錯誤の入札と入札執行者が認めた場合の入札
 - (9) 失格した者の入札